

部会ニュース「6-127」

■高齢者・障害者のマイナ保険証利用促進に向けた資料作成と周知依頼 厚労省

▷支援者や福祉施設職員向けのマニュアルとリーフレットを公開

・厚生労働省は、令和6年12月2日以降に新規発行が終了する現行の健康保険証に代わり、マイナンバーカード(以下、マイナ保険証)を健康保険証として活用する新制度に関する周知活動を強化している。その一環として、高齢者や障害者などの要配慮者に向けたマニュアルとリーフレットを作成した。概要は以下のとおり。

・マイナ保険証の導入のメリット

マイナ保険証の活用により、以下のような利点が挙げられている。

- 1.医療の質向上:患者の健康・医療情報に基づき、より適切な医療の提供が可能となる。
- 2.負担軽減:限度額適用認定証が事前申請不要となり、高額療養費制度による支払い免除が受けられる。
- 3.福祉施設での活用:投薬履歴や診療情報の共有が可能となり、施設利用者の健康管理が簡便化される。

・要配慮者への配慮

高齢者や障害者など、マイナ保険証の利用が困難な場合には、申請を通じて資格確認書が交付される仕組みが整備されている。また、後期高齢者医療制度の対象者に対しては、令和7年7月末までの暫定措置として自動的に資格確認書が交付される。

・作成資料と周知内容

以下の資料が作成され、関係団体に対して周知が求められている。

- 1.支援者・ご家族向けマニュアル:マイナ保険証利用の方法を詳細に説明。
- 2.高齢者・要配慮者向けリーフレット:利用者とその家族に向けた簡易説明資料。
- 3.汎用リーフレット:広く一般利用者向けの情報を記載。

※詳細は下記からご確認ください。

○厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について

福祉施設・支援団体の方向け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#fukushimanual